

## 廃棄物処理施設の立地に関する基準

平成14年4月1日施行

平成23年4月1日改正

平成29年12月1日改正

### 第1 趣 旨

この基準は、函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱（以下「指導要綱」という。）第5条第1項に規定する廃棄物処理施設の立地に関し必要な事項を定める。

### 第2 定 義

この基準における用語の定義は、法令等に定めのあるもののほか指導要綱第2条に定めるところによる。

### 第3 立地区域

廃棄物処理施設の立地にあたっては、次に掲げる地域および区域を除いた位置に選定しなければならない。

(1) 次の施設に係る敷地境界から、100メートル（最終処分場および焼却施設にあつては、500メートル。次号および第3号において同じ。）以内の区域

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校および同法第134条第1項に規定する各種学校

イ 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する教育活動に関する施設

ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所および同法第2条第1項に規定する助産所

エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項および同条第3項に規定する事業の用に供する施設（主として入所、通所および利用に係るものに限る。）

オ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設

- カ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム
  - キ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた準工業地域，工業地域および工業専用地域内の公園および緑地を除く。）
  - ク 都市計画法第11条第1項第2号に規定する墓園
  - ケ 都市計画法第33条第1項第2号の規定により設置された公園，広場その他の公共の用に供する空地
  - コ 戸井運動広場，恵山運動広場，恵山シーサイドパークゴルフ場，恵山海浜公園，銚子町ふれあい公園，新八幡町ふれあい公園，南茅部ふるさと文化公園，大船緑地広場および望路創造の森
  - サ 函館市墓地条例（昭和24年条例第16号）別表第1に掲げられた墓地
- (2) 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域，第2種低層住居専用地域，第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域，第1種住居地域，第2種住居地域，準住居地域，近隣商業地域および商業地域の地域内およびこれらの境界から100メートル以内の区域
- (3) 都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域内の旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律160号）により造成された団地の区域内，50戸連たん地域内およびその他市長が集落をなしていると認める区域内およびこれらの境界から100メートル以内の区域
- (4) 都市計画法第8条第1項第2号の規定により定められた第2種特別工業地区の区域内およびその境界から100メートル以内の区域
- (5) 四稜郭および志苔館跡の指定地の境界ならびにトラピスチヌ修道院の敷地の境界から500メートル以内の区域
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（農業用施設用地を除く。）

およびその境界から500メートル以内の区域

- (7) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林
- (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (10) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域およびその境界から500メートル以内の区域
- (11) 水道水源等に影響を及ぼす恐れのある区域（集水区域および集水区域の境界から500メートル以内の区域）
- (12) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第14条に規定する保護水面に流入する流域およびその流域界から500メートル以内の区域
- (13) 女那川町349番2に存する鮭鱒孵化場の尻岸内川水系における取水口から上流の流域，絵紙山町27番9に存する鮭鱒孵化場の矢尻川水系における取水口から上流の流域および大船町610番地に存する鮭鱒孵化場の大舟川水系における取水口から上流の流域およびこれらの流域界から500メートル以内の区域
- (14) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区
- (15) 北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第22条第1項の規定に基づき指定した区域
- (16) 恵山貝塚，女那川煉瓦製造所跡，古武井溶鉱炉跡，日ノ浜遺跡，大船遺跡，垣ノ島遺跡の指定地内およびこれらの境界から500メートル以内の区域
- (17) 函館市文化財保護条例（昭和37年条例第26号）第4条第1項の規定に基づき指定された函館市指定文化財のうち植物であるものから100メートル以内の区域

- (18) 函館市緑化条例（昭和49年函館市条例第45号）第5条第1項に規定する保存樹林
- (19) 本市と隣接する市町との境界から原則として500メートル以内の区域
- (20) 都市計画道路1・4・3号新外環状線，3・2・75号新外環状線および3・3・87号新外環状線の都市計画決定区域およびこれらの境界から200メートル以内の区域
- (21) その他市長が公共の福祉に著しい影響を与えると認める区域